

# 旧千歳館の供用開始に向けたプロモーション事業 イベント開催業務委託要求水準書

## 1 業務名称

旧千歳館の供用開始に向けたプロモーション事業 イベント開催業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年11月27日(金)まで

## 3 履行場所

旧千歳館(山形市七日町四丁目9番2号)の周辺エリア(以下「旧千歳館エリア」という。)(別紙1)

※なお、旧千歳館は改修工事のため、当該施設の建物及び敷地内は使用できない点に留意すること。

## 4 概要

観光客・地域住民の若年層やファミリー層を主なターゲットとし、令和 8 年 9 月下旬から 10 月上旬頃に旧千歳館エリアにおいて、旧千歳館の供用開始に向けたプロモーションイベントを実施する。本イベントは、旧千歳館の供用開始に向けた機運醸成を図るとともに、山形芸妓文化の魅力発信及び旧千歳館エリアの賑わい創出に寄与する内容とすること。また、完成予想パース図や施設説明等を活用し、来場者が供用開始後の姿を具体的にイメージできるような企画とするとともに、やまがた舞子とのふれあい等を通じて、普段接点の少ない芸妓文化を体験できる機会を創出すること。

なお、イベント開催日は令和 8 年 9 月 26 日(土)を想定しているが、契約締結後の協議により決定する。

## 5 業務内容

本業務は、旧千歳館の供用開始に向けた機運醸成、山形芸妓文化の関係人口の拡大及び旧千歳館エリアの賑わい創出を目的とし、観光客・地域住民の若年層やファミリー層を中心とした幅広い来場者に対して、山形文化やグルメ等と連動した魅力的なイベントを企画・実施するものである。

あわせて、旧千歳館の認知拡大を図るとともに、将来的な持続的運営や地域主体による自走化を見据えた企画構成とすること。また、地域団体や関係施設等と連携し、エリア全体の回遊性向上や消費促進に寄与する仕組みを構築すること。

### (1) 全般

旧千歳館エリアにおけるイベントの企画及び運営にあたっては、地域の自走化につながるよう、地元商店街や振興会等の市が指定する関係団体(以下「地元関係団体」という。)の企画を促し、連携、調整を図りながら、エリア全体として一体感のあるイベントとなるよう企画すること。

#### (2) 供用開始に向けた機運醸成関連

旧千歳館の供用開始に向けた期待感を高めるため、完成後の姿や機能を来場者が理解・想起できる内容とすること。具体的には、完成予想パース図や施設概要の展示を含めるものとするが、単なる展示にとどまらず、来場者が関与・体験できる要素を取り入れるなど、効果的な見せ方を提案すること。なお、展示内容については、市と協議のうえ決定する。

#### (3) 飲食関連

イベントの誘客及び賑わい創出を図るため、飲食を提供する出店を企画すること。出店数は3店舗以上を確保するものとし、山形の食文化や特産品等の魅力発信につながる内容とすること。また、来場者の滞在時間の延長や回遊性向上に寄与する配置・構成とすること。なお、イベント後も継続的な実施が可能となるよう、持続可能な運営体制の構築を意識した企画とすること。

出店に際しては、下記留意事項に従い、関係法令及び市保健所の指導等を遵守すること。

#### 【留意事項】

ア 出店料の設定は自由とする。

イ 出店する事業者の最終選定については、市と協議のうえ決定すること。また、各事業者との調整・協議に関しては、原則として受託者にて行うものとするが、必要に応じて市の同行も想定する。

ウ 出店できる事業者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。

エ 火気の取扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、市保健所の規則、指導に従うこと。

#### (4) ワークショップ関連

イベントの誘客及び賑わい創出を図るため、体験型のワークショップを企画すること。出店数は2店舗以上を確保するものとし、日本文化又は地域性を感じられる内容とすること。特に、若年層やファミリー層が参加しやすい内容とし、イベント後も継続的な実施が可能となるよう、持続可能な運営体制の構築を意識した企画とすること。

出店に際しては、下記留意事項に従い、関係法令及び市保健所の指導等を遵守すること。

#### 【留意事項】

ア 出店料の設定は自由とする。

イ 出店する事業者の最終選定については、市と協議のうえ決定すること。また、各事業者との調整・協議に関しては、原則として受託者にて行うものとするが、必要に応じて市の同行も想定する。

ウ 出店できる事業者は露店営業許可等の必要な許可を取得している事業者のみとし、出店受付の際、それら許認可の取得状況について確認すること。

エ 火気の手扱いや敷地内への車両の乗り入れ等については、市保健所の規則、指導に従うこと。

#### (5) 体験コンテンツ関連

山形芸妓文化の関係人口の拡大を図るため、体験型コンテンツを2つ以上企画すること。やまがた舞子と触れ合える要素を含めるとともに、若年層やファミリー層が参加しやすい内容とすること。また、旧千歳館供用開始後の活用イメージにつながる内容とし、今後の展開を見据えた提案とすること。さらに、各コンテンツにおいて、参加者数や属性等を把握し、ニーズ分析及び考察を行ったレポートを提出すること。

#### (6) 鑑賞型イベント関連

やまがた舞子の演舞等を含む鑑賞型イベントを企画すること。あわせて、地域の学校や団体等との連携によるプログラムを取り入れるなど、多様な来場者の関心を喚起する構成とすることが望ましく、また、イベント開催時間中に継続的な賑わいが創出されるよう、可能な限りイベント1日を通して実施し、プログラムの時間配分や運営方法を工夫すること。

会場については、特設ステージの設置や周辺店舗の活用等を含め、趣旨に適した場所を提案すること。

#### (7) インフォメーションブース(イベント本部)

会場内にインフォメーション機能を持つイベント本部を設け、来場者対応及び観光案内等を適切に行うこと。

#### (8) 来場者アンケートの実施

来場者の旧千歳館の認知度やニーズ、イベント満足度等を把握するため、アンケート調査を実施すること。有効回答数50件以上を確保するとともに、回答の偏りに配慮した設計とすること。また、調査結果については分析及び考察を行い、次年度以降の事業改善に資するようレポートを提出すること。

#### (9) 運営管理

##### ア イベント運営

提案内容を円滑に実施できる運営体制を構築し、必要な人員、資機材等を適切に手配することとし、関係者間で情報共有が図られるよう、運営マニュアル及び実施計画書を作成すること。

##### イ 各種許可申請

関係機関との調整を行い、必要に応じて警察や消防等行政機関への提出書類作成や許可申請等を適切に行うこと。また、警察や消防等行政機関との協議により、案内看板等の掲示物が必要となった場合は、デザイン、制作、掲出及び撤去作業を実施すること。

##### ウ 警備

来場者及び周辺の安全確保のため、適切な警備及び交通誘導を実施すること。

## エ 緊急時対応

荒天時対応や熱中症対策等、来場者の安全確保に必要な措置を講じること。なお、イベントは雨天実施とするが、警報が発令される等荒天の場合は順延又は中止とする。

## オ イベント保険

イベントに係るリスクに備えた保険(来場者用傷害保険など)に加入すること。

## カ 業務実施報告書

イベント終了後、実施内容、来場者数、分析結果等をまとめた報告書を作成すること。

## (10) 設営制作

イベント実施に必要な会場設営、装飾、撤去等を行うこと。また、来場者が快適に滞在できる環境(休憩スペース、ごみ箱設置等)を整備することとし、終了後は原状復帰を行うこと。

## (11) プロモーション

ターゲット層への効果的な訴求が可能となる広報戦略を企画・実施すること。デジタル媒体(各種メディアや SNS、インフルエンサーの活用など)及び紙媒体(チラシやポスター、パンフレットなど)の双方を活用し、集客につながる施策とすること。また、デジタル媒体の活用にあたっては、山形市観光戦略課ややまがた舞子、旧千歳館やその周辺に関する情報発信等を行う SNS アカウント等との連携を検討すること。なお、紙媒体のプロモーションについては、イベント前及びイベント当日に配布するもの(イベント概要やプログラム、会場配置図等が記載されたもの)の作成を必須とし、印刷部数を 3,000 部以上とすること。

さらに、昨年度に実施したイベント「やまがた秋のハレとケまつり」のキービジュアル(別紙 2)を参考に、本イベントのコンセプトに基づいた統一的なビジュアルデザインを制作すること。

## 6 成果品の提出

### (1) 内容

ア 実施計画書

イ 運営マニュアル

ウ 制作物一式及びデータ

エ 体験コンテンツの分析レポート

オ アンケート回答結果及び分析レポート

カ 業務実施報告書

### (2) 形式

印刷物及び電子データ(CD-ROMに入れる等)を提出すること。

### (3) 納期

令和8年11月27日(金) ※上記(1)ア、イについては本イベントの実施 2 週間前まで

## 7 著作権等

本業務の成果物における著作権(著作権法第27条及び第28条で規定されるものを含む。以下同じ。)は、受託者又は第三者が従前から保有していたものを除き、成果物の引き渡しをもって市に譲渡されるものとする。受託者は、本業務の成果物について、受託者の知る限り成果物が第三者の著作権・権利を侵害しないものであることを保証すること。これを他業務へ流用することを禁止し、第三者との間に著作権・権利にかかる権利侵害の紛争が生じた場合、当該紛争の原因が市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

## 8 守秘義務

受託者は本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

## 9 その他留意事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、市と十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者決定後、協議の上、企画内容を変更することがある。また、仕様変更等については、受託者と市との協議により取り扱うこと。
- (3) イベント実施に係る費用(備品借用費など)は、全て委託料に含むものとする。ただし、本市側で一義的に負担すべきと判断される経費についてはその限りでない。
- (4) 本業務により発生した収益は受託者の収入とし、その収入分を全体経費から差し引いた額を見積額とすること。なお、本業務に際し、別途経費等が発生したときは、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (5) 当イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については受託者が原状復帰を行うこと。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 受託者の責めに帰すべき理由により、市及び第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (8) 業務施行にあたっては、関係する法令等を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。
- (9) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、本市と協議すること。



令和7年度「やまがた秋のハレとケまつり」

2025  
10.18 sat  
▼  
10.19 sun

HANAKOJI ROAD  
花小路  
KYU CHITOSEKAN

JR YAMAGATA ST.

やまがたの文化に触れて  
非日常🍁と日常🍁を  
行き来する2日間

やまがた秋のハレとケまつり